



忘年会やクリスマス、大みそか等、行事の多い時季となりました。年末は特に、買い物やレジャーなど交通量の増加等により、交通事故の多発が予想されます。事故を起こしたり、巻き込まれたりしないよう十分に注意を払い、ゆとりを持って行動しましょう。

「冬の交通安全運動」は、一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することを習慣付け、県民総参加により、交通事故防止の意識の高揚を図ることを目的としています。

▼運動期間 12月10日(木)～31日(木)

▼冬の交通安全運動を実施

①飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴え、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境を構築することで、飲酒運転の根絶を目指す。

②高齢者の交通事故防止  
高齢者自身の交通安全意識を高めるとともに、一般の運転者等の高齢者に対する保護意識の醸成と、高齢者の交通事故を防止する。

③自転車乗車中の交通事故防止  
自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進し、自転車乗車中の交通事故を防止する。

▼交通安全防止のために

・子どもや高齢者を見かけたらし思いやりをもって対応しましょう。

・すべてのシートベルト、チャイルドシートの着用を確認しましょう。

・飲酒運転は絶対にやめましょう。

・夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。

・歩行者・自転車は事故にあわないように次の点に注意しましょう

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外  
2. 車道は左側を通行  
3. 歩道は歩行者優先で、車道より徐行  
4. 安全ルールを守る(①並進禁止、②交差点での一時停止、③二人乗り禁止、④飲酒運転禁止、⑤夜間ライト点灯)

5. 子ども(13歳未満)は乗車用ヘルメットを着用

岡東金警察署  
☎(54)01110  
生活環境課生活安全班  
☎(70)0387

## ゆとりを持って事故防止 冬の交通安全運動

▼運動スローガン  
「まだいるの、飲んで乗る人飲まず人」

▼重点目標  
①飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴え、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境を構築することで、飲酒運転の根絶を目指す。

▼交通安全防止のために

・子どもや高齢者を見かけたらし思いやりをもって対応しましょう。

・すべてのシートベルト、チャイルドシートの着用を確認しましょう。

・飲酒運転は絶対にやめましょう。

・夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。

・歩行者・自転車は事故にあわないように次の点に注意しましょう

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外  
2. 車道は左側を通行  
3. 歩道は歩行者優先で、車道より徐行  
4. 安全ルールを守る(①並進禁止、②交差点での一時停止、③二人乗り禁止、④飲酒運転禁止、⑤夜間ライト点灯)

5. 子ども(13歳未満)は乗車用ヘルメットを着用

岡東金警察署  
☎(54)01110  
生活環境課生活安全班  
☎(70)0387



国から示された優先順位に従い、該当する方から接種が始まっています。任意の予防接種ですので、町からは個別通知はしません。まず、かかりつけの医療機関に接種可能かどうか問い合わせください。

▼優先接種対象・順位

①妊婦  
②ぜんそく、慢性疾患など基礎疾患がある方  
③幼児(1歳以上就学前)・小学1～3年生  
④1歳未満の小児の保護者  
⑤優先接種対象者のうち、身体上の理由で予防接種できない方

接種料金 原則1回目3,200円、2回目2,600円

※接種を実施している千葉県内の医療機関は千葉県ホームページでご確認ください

☎(72)8321

## 新型インフルエンザ 予防接種

接種時期の目安(11月16日現在)	11月	12月	1月	2月	3月
医療従事者	①妊婦 ②基礎疾患(最優先)	②基礎疾患(その他)	③幼児(1歳～就学前) ③小学校低学年	④1歳未満の小児等の保護者 ⑥小学校高学年	⑥⑦中学生、高校生、高齢者

※この日程はワクチンの供給量により変動します。上記の対象者に含まれない方の接種については、状況に応じて対応していく予定です。

### 犯罪防止のために 防犯灯を寄贈

住民の皆さんの安全のために、東京電力株式会社成田支社から防犯灯5基が寄贈されました。

この防犯灯寄贈事業は、同社の地域社会貢献の一環として、昭和27年から実施されています。

贈られた防犯灯は、町防犯組合を通じて町内に設置されます。

## 地域包括支援センターだより 29

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方々を、総合的に支えるための機関です。今回は、町からの委託を受けて、地域の身近な相談窓口として活動している、在宅介護支援センターについて紹介します。

**コラム 一人暮らしの高齢者の生活を支えて…**

一人暮らしで身寄りのないAさん。高齢となり、訪ねてくる友人もほとんどありません。在宅介護支援センターで定期訪問をしていましたが、徐々に認知症の症状が出て、一人での在宅生活は難しい状況になってきました。

しかし、ご本人に訴え・自覚はなく、「この年だけ、何でも自分でできるから大丈夫。今の生活が、一番幸せ」と話します。生家の経済的な理由から家を離れ、自分の時間も空間も持つことを許されなかったAさんにとって、自分の人生を生きられる今の生活は、かけがえのないものなのでしょう。できる所までは、自宅で生活できるよう支援していこうという方向性が定まり、それに向けた支援がスタートしました。

在宅介護支援センター職員、民生委員のほかに、社会福祉協議会の傾聴ボランティアの訪問を依頼し、外部と関わりを持つことからアプローチしました。その後、時期をみて介護保険のサービスを導入し、現在も在宅で、Aさんらしい生活を続けています。

このように書くと、介護保険の紹介のようですが、介護保険で対応できるのは決まったサービスのみで、万能ではありません。高齢者の生活を支える一番の力は、実は「地域の方々」なのです。それは顔を見れば挨拶し、不審に思ったら声かけし、朝起きてこなければ気にかけてくださる、ご近所や商店の方々の「見守り」の力です。一人一人の力は小さくても、たくさんの方々がかかわってくださることで、大きな力になります。だれもが住み慣れた町で暮らせるよう、みんなにほんのちょっとのお手伝いをしていただけたら…。

わたしたちは、今後も、そんな町をつくるための手助けをしていけたらと思っています。(在宅介護支援センター員)

岡在宅介護支援センターおおもみ緑の里 ☎(73)5146  
在宅介護支援センター杜の街 ☎(70)1666

## ねんきんナビ

### 日本年金機構が来年1月1日からスタート!

国民の信頼に応え、一層のサービス向上を目指すため、社会保険庁は組織・人員を一新し、平成22年1月から「日本年金機構」として生まれ変わります。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行い、公的年金制度の財政や運営には、国が引き続き責任を持ちます。

なお、日本年金機構の設立に伴い、皆さんに何らかの手続きをしていただく必要はありません。

また、現在ある社会保険事務所は、「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます。

**社会保険庁はこう変わります**

```

graph LR
    A[社会保険庁(廃止)] --> B[日本年金機構(公的年金の運営業務)]
    A --> C[厚生労働省(公的年金の財政責任・運営責任)]
  
```

岡千葉社会保険事務局運営課 ☎043(207)8841